

特集 ガラスびんにエコ容器の証

「3R」対応のガラスびんに エコマークの認定基準が制定される

ガラスびんリサイクル促進協議会では、かねてより、カレットを高比率で再利用したガラスびんについて、エコマークの対象になるよう、(財)日本環境協会に積極的に働きかけてまいりました。その結果、昨年、その認定基準が制定され、さらに平成15年4月には軽量びんについても基準が決定しました。

これで、すでに対象となっていたリターナブルびんとともに「3R（リデュース・リユース・リサイクル）」対応のガラスびん全てに、認定基準が制定されたわけです。



リターナブルびん



エコロジーボトル
(カレット多利用びん)

(財)日本環境協会とエコマークについて

(財)日本環境協会は環境問題の解決をめざし、環境保全活動のネットワークづくりや啓発活動を推進しています。1988年に誕生したエコマークは、environment（環境）とearth（地球）の頭文字「e」が地球をやさしく包んでいるデザイン。「私たちの手で地球を、環境を守ろう」というメッセージを表しています。



認知度が高いエコマークは、 グリーン購入の目安になる

現在、環境への配慮を示す多種多様なマークが存在していますが、もっとも一般に認知されているのが、(財)日本環境協会が認定するエコマークです。

エコマークは、資源の消費、地球温暖化影響物質の排出、生態系への影響、大気・水質汚染物質の排出、廃棄物の発生・処理処分など、リサイクルだけでなく、生産から廃棄まで、商品の一生を通したあらゆる環境負荷を考慮して認定基準がつけられています。

従って、エコマークが表示された商品は、環境負荷が少なく、環境保全に役立つと認められたもので、その信頼性と公平性により、グリーン購入の際の目安にもなっています。

循環型社会づくりに生きる

エコ容器「ガラスびん」をアピール




エコマークは、まさにエコ容器「ガラスびん」の証。循環型社会づくりに求められるReduce(発生抑制)、Reuse(再利用)、Recycle(再利用)に対応したガラスびんに、エコマークを表示することにより、その商品がエコ容器に包まれた安心の商品であることを、わかりやすくアピールできます。



軽量びん

リターナブルびん・カレット多利用びん・軽量びんに関する、エコマーク認定基準の概略は、右ページ上に提示しました。商品認定の申込みについては、びん製造事業者またはボトラー（びんの内容物事業者）が行うことになっており、申込み時には申込書に認定基準に適合していることを証明する資料を添付することが必要です。

ガラスびんに関するエコマークの認定基準

種類・表示	認定の基準（抜粋）
<p>リターナブルびん</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ●実績として平均5回以上繰り返し使用されていること。 ●上記の繰り返し使用に耐えられる設計がなされていること。 ●回収するシステムが確立（再使用可能）し、その情報表示または、情報公示がなされていること。 ●製品製造時の有害物質および水質汚濁物質の排出については、工場が立地する地域の環境法規や協定などを遵守していること。 ●ラベルや表面塗装および材料の染色に使用される色材は、印刷インキについては、印刷インキ工業会のネガティブリストに該当しないこと。セラミックインキについては、食品衛生法に基づくカドミウム、鉛の溶出試験に適合すること。 ●廃棄時には、カレット原料としてリサイクルされること。
<p>カレット多利用びん</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ●組成は、ソーダ石灰ガラスであること。 ●安全性(総水銀、クロム、ヒ素、セレンの溶出)について検証され、説明されていること。当該物質の溶出については、土壤汚染に環境基準を満たすこと。 ●使用される着色剤などは、カドミウム、鉛、水銀、クロム、ヒ素、セレンおよびその化合物を処方構成成分として添加していないこと。ただし軽量びんに使用される着色剤などは、カドミウム、鉛、水銀、クロム、ヒ素およびその化合物を処方構成成分として添加していないこと。 ●食品衛生法に基づくカドミウム、鉛の溶出試験に適合すること。 ●製造にあたって、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定などを遵守していること。 <p>●その他カレット利用率が80%以上（重量割合）であること。 カレットに自社発生くず（いわゆる工場カレット）は含まない。</p>
<p>軽量びん</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ●以下の計算式によって得られる値が0.7未満であること。 [L値=0.44×びんの質量(g)÷満量容量(ml)^{0.77}] ●生地色は無色または茶色であること。 <p>※日本ガラスびん協会ではL値0.7未満のびんを超軽量びんとしていますが、エコマークの表示は軽量びんとなります。</p>

◎リターナブルびんは、エコマーク商品類型No.121「リターナブル容器・包装資材」に、カレット多利用びんおよび軽量びんについては、エコマーク商品類型No.124「ガラス製品 Ver1.0」に属しています。

◎認定基準や申込様式その他詳細は、エコマークのホームページをご利用ください。 <http://www.jeas.or.jp/ecomark>